

令和4年度第1回江別市環境審議会会議録（要旨）

と き	令和4年9月27日（火）午前10時00分～午前11時30分
ところ	江別市民会館37号室
出席者等	委員 【9名】 石川英子委員、落合英機委員、布施望委員、水野信太郎委員、村上和吉委員、吉田敦委員、秋山雅行委員、中田淳委員、折本瑞樹委員 ※郷仁委員、鴻野徹委員、佐藤譲二委員、西脇崇晃委員、吉田磨委員、加藤真衣委員は欠席
	事務局 【8名】 三好市長、齊藤生活環境部次長、田中環境室長、鈴木環境課長、村田環境課参事、星野環境保全係長、篠原環境政策担当主査、西尾環境保全係主事
	傍聴者 【0名】
1. 委嘱状交付	市長から委嘱状を交付
2. 市長挨拶	
3. 開会宣言	
鈴木課長	<p>それでは、これより令和4年度第1回江別市環境審議会を開催いたします。</p> <p>本日の委員の皆さんの出席状況であります。15名中、9名の出席ですので、江別市環境審議会規則第5条第3項の規定を満たしており、本審議会が成立していることをご報告いたします。</p>
4. 会長・副会長の選出等について	
鈴木課長	<p>続きまして、次第3(1)の「会長・副会長の選出等について」ですが、江別市環境審議会規則第4条第1項の規定により会長、副会長それぞれお一人を皆様の互選により選出いたします。</p> <p>互選の方法について、皆様にお諮りいたしますが、どのように選考したらよろしいでしょうか。</p>
布施委員	事務局案があれば示してほしい。
鈴木課長	事務局案をとの意見を頂戴しましたので、事務局案を提示させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか？
委員一同	（異議なし）
鈴木課長	<p>ありがとうございます。それでは事務局案をお示しいたします。</p> <p>そのご経験やご経歴などを踏まえ、会長は前会長であります水野信太郎委員に引き続きお願いいたたく、副会長には前副会長と同じく北海道電力総合研究所の吉田敦委員にお願いできれば円滑に議事が進むのではないかと考えますので、会長には水野信太郎委員、副会長には吉田敦委員を推薦いたします。</p> <p>いかがでしょうか？事務局案についてご異議ございませんか。</p>
委員一同	（異議なし）
鈴木課長	特に異議がないようですので、水野信太郎委員、吉田敦委員がよろしければ、事務局案のとおり決定したいと存じますが、いかがでしょうか。
水野委員 吉田委員	（承諾）
鈴木課長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、皆様のご賛同と水野信太郎委員、吉田敦委員のご了解をいただきましたので、会長には水野信太郎委員、副会長には吉田敦委員にご就任いただきます。</p> <p>それでは、両委員に就任のご挨拶をいただきたいと思います。まずは、水野会長よりお願いいたします。</p>

	(水野会長挨拶)
鈴木課長	ありがとうございました。では、吉田副会長お願いいたします。
	(吉田副会長挨拶)
鈴木課長	ありがとうございました。 続きまして、江別市環境審議会規則第4条第4項の規定により、会長、副会長ともに事故があるときのために、あらかじめ会長が職務代理者を指定しておくこととなっております。これにつきましては、水野会長から後日指定をいただき、結果を皆さんにお知らせいたします。
5. 議事	
5-1. えべつの環境2021について	
鈴木課長	それでは、これから議事に入りますが、ここからは、会長が議長となり進めていただきたいと思っております。水野会長、よろしくをお願いいたします。
水野会長	それでは、これ以降、私が議長を務めさせていただきます。 本日の報告事項の『ア えべつの環境2021について』を、事務局から説明をお願いします。
星野係長	報告事項ア 「えべつの環境2021」の概要について、ご説明いたします。 事前にお配りしました「えべつの環境2021」は、江別市環境基本条例に基づき、毎年、環境課で発行しているもので、こちらは、令和2年度の各種環境施策や環境調査の概要について掲載しております。 なお、各調査の数値は、北海道や国などが実施する調査結果を待ってからの発行となるため、一昨年、令和2年度の調査数値となっております。 簡単に概要を説明させていただきます。 表紙をめくって目次をご覧ください。 「えべつの環境2021」は、5つの章で構成しております。 1ページをお開きください。 第1章の江別市のあらましでは、江別市の沿革・地理・気象等の概要を簡単に掲載しております。 次に、3ページをご覧ください。 第2章 環境行政のあらましについてです。 第2章では、環境課の所管する条例、審議会等や各種調査の内容、環境教育・環境関連イベントの概要について記載しております。 環境課の所管する条例は、3ページから4ページに記載のとおり、江別市環境基本条例、江別市公害防止条例、江別市緑化推進条例となっております。審議会は、この環境審議会と緑化推進審議会の2つとなっております。また、市民の皆様からのご意見をいただくために環境推進員も公募により委嘱しております。 8ページから10ページには各種環境教育・環境関連イベントについて記載しております。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、中止したのものもありますが、子供向けや大人向けなど様々な学習機会を提供しているところです。 次に、11ページをご覧ください。 第3章 生活環境保全についてです。 大気や水質、騒音などの環境調査結果等について記載しております。 環境調査について、簡単に説明いたします。 まず、これらの調査は、市民の皆様の生活環境を公害などから守るため、江別市内の工場から出る排水、河川の水質、自動車の騒音や大気中のダイオキシン数値などを測定し、法令によって定められた基準をクリアしているかどうかを調査しているものです。 この法令による基準は、「環境基準」と呼ばれ、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として規定されているものです。 令和2年度に実施した調査は、大気汚染物質の常時監視、生活環境項目および

	<p>健康項目の河川水質調査、工場排水分析調査、騒音測定、その他ダイオキシン類調査等を行っております。</p> <p>大気汚染物質の測定は、篠津の北光小学校の敷地内および野幌町のザ・ビッグ横のかわなか公園の敷地内の2か所で、二酸化硫黄・二酸化窒素・浮遊粒子状物質を測定しており、令和2年度は、これらの測定項目すべてにおいて環境基準をクリアしています。</p> <p>また、13ページの河川水質調査においても、おおむね環境基準をクリアしています。</p> <p>その他、15ページの騒音調査は6地点で、ダイオキシン類調査は大気、土壌、水で調査しており、いずれも環境基準を満足する結果となっております。</p> <p>各種調査の詳細については、34ページ以降の環境調査関係等資料に掲載しております。</p> <p>次に、20ページをお開きください。</p> <p>第4章 自然環境保全では、江別市の自然環境の概要について記載しております。</p> <p>江別市は、野幌森林公園をはじめとして豊かな自然に囲まれたまちです。自然環境に関する取組みについては、市の名木である、保存樹木・指定樹木の指定や、野生生物などに関する各種情報提供を行うなどの取組みを行っています。</p> <p>次に24ページをご覧ください。</p> <p>第5章 地域環境保全では、江別市で行っている環境管理計画や環境マネジメントシステム、地球温暖化対策実行計画について記載しております。</p> <p>江別市環境管理計画は、24ページに記載のとおり、計画期間を平成7年度から令和5年度までの30年間とし、10年ごとに推進計画を策定しております。現在は、平成26年度から令和5年度までの10年間を計画期間とした後期推進計画を推進しております。</p> <p>このあとの議題にもございますが、令和5年度で計画期間が終了するため、次期計画の策定を進めることとなりますので、計画策定にあたり委員の皆様のご審議をお願いいたします。</p> <p>簡単ではありますが、説明については以上です。</p>
水野会長	ただいま、「えべつ環境2021について」を説明いただきましたが、ここまでの説明について質問などありませんか。
委員一同	(質問なし)
5-2. 大気汚染防止法施行令の改正に伴う江別市公害防止条例施行規則の改正について	
水野会長	それでは、ないようでございますので、次に報告事項の「イ 大気汚染防止法施行令の改正に伴う江別市公害防止条例施行規則の改正について」を、事務局から説明をお願いします。
星野係長	<p>報告事項イ 大気汚染防止法施行令改正に伴う江別市公害防止条例施行規則の改正について、ご説明いたします。</p> <p>はじめに、説明の中で大気汚染防止法は大防法と、江別市公害防止条例は市条例と言わせていただきますので、ご了承をお願いします。</p> <p>資料1をご覧ください。</p> <p>ボイラーや焼却炉などばい煙発生施設を規制する大防法施行令の改正が令和3年9月29日に公布され、本年10月1日施行でボイラーの規制規模要件から、伝熱面積要件が削除されることとなりました。</p> <p>これに伴いまして、市条例施行規則ではこれまで、ボイラーの規制規模要件を伝熱面積のみとしていますが、大防法に準拠し、伝熱面積の要件を撤廃し、新たに燃焼能力を規制規模要件とする改正を行うものです。</p> <p>1の大防法施行令改正の経緯ですが、国による脱炭素社会の実現に向けた「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」による規制の点検が行われた中で、木くずや紙屑などを原料とした燃料を使用するバイオマスボイラーが、低発熱量の燃料であることから、他の燃料と同出力であるにもかかわらず、伝熱面積の要件により規制対象となりやすいため、見直しに関する要望が出</p>

されました。

この要望を受け、環境省で作成したばい煙発生施設影響評価検討会報告書(令和3年3月)によると、現在は、技術革新により伝熱面積と排出ガス量の相関は弱くなっているが、燃焼能力と排出ガス量には強い相関があるとされ、規模要件として伝熱面積を用いることは必ずしも適切ではないと考えられ、一方で燃焼能力は規模要件の指標としてより適切なものであると考えられるとされたため、これを踏まえてボイラーの規模要件から伝熱面積を撤廃する措置が講じられたものです。

ここで、伝熱面積とは何か若干ご説明させていただきます。ボイラーとは燃料を燃焼させることで発生させた熱を、水などに吸収させて水蒸気や温水などを作り出す装置のことです。伝熱面積とは、熱交換器において、実際に熱の授受がある面の広さのことで、ボイラーにおいては、燃焼室で発生させた熱が、水などの媒体へ受け渡しされる部分のことで、例えば、温水となる水が通る管の表面積などの合計といえます。

これに対して燃焼能力とは、燃焼室における単位時間当たりの燃料使用量で、大防法では各燃焼種別の使用量を重油に換算して用いられています。技術革新により、伝熱面積は規模要件として必ずしも適切ではなく、燃焼能力が適切であるとされたものであります。

具体的な大防法の改正内容は、表に記載のとおり旧の「伝熱面積が10㎡以上であるか、又はバーナーの」の部分が削除され、「燃料の燃焼能力が重油換算1時間あたり50リットル以上であること」に改正されたものであります。

バーナーにつきましては、固体燃料ボイラーの場合はバーナーを持たないものがあり、これまでは伝熱面積が10㎡以上のものが規制対象となっていました。バーナーの有無により対象外とすることは不適当と考えられることから、バーナーの有無に限定することなく燃焼能力を規模要件とすることとされたものです。

2 現在の改正前の規制規模要件ですが、表のとおり、横が伝熱面積で、5㎡以上10㎡未満が市条例、10㎡以上が大防法となっており、縦の燃焼能力は50リットル未満であっても伝熱面積が5㎡以上であれば、市条例もしくは大防法の対象となり、50リットル以上であれば大防法の対象となっています。

3 市条例施行規則によるボイラー規制規模要件の改正内容ですが、国の考え方に準拠し、表のとおり、旧の伝熱面積の記載から新の燃焼能力の記載に改正し、重油換算1時間あたり25リットル以上50リットル未満のものに限るとするものです。

なお、これまでの市条例の規制規模要件は、法律の伝熱面積10㎡以上の半分の5㎡としており、改正後は大防法の燃焼能力1時間あたり50リットル以上の半分の25リットルとしております。また、これは改正前の伝熱面積5平方メートルの規模のボイラーからの排出ガス量と同等と想定される燃焼能力1時間あたり25リットルとしたものであります。

4 大防法施行令及び市条例施行規則一部改正後の届出要件ですが、上にあります2の表の規制規模要件が、この4の表に改正されるということになります。

4の表のとおり、重油換算の燃焼能力が1時間あたり25リットル未満の場合は届出不要で、対象外となり、25リットル以上50リットル未満の場合は市条例の対象となり、50リットル以上の場合は大防法の対象となります。

最後に5 大防法施行令及び市条例施行規則改正による影響ですが、資料に記載のとおり、燃焼能力が1時間あたり50リットル未満のため、大防法の規制対象から外れるボイラーは、現在の対象198基のうち7基で、そのうち5基は市条例の対象となり、2基は規制対象外となります。

市条例につきましては、燃焼能力が1時間あたり25リットル未満のため、規制対象から外れるボイラーは、148基のうち49基となります。割合にしますと3割以上が対象から外れますが、排出ガス量で見ますと、計算上ではありますが市条例の現在の対象のボイラー全体の排出ガス量に対し対象外となるボイラーの排出ガス量は2割程度であり、大防法対象のボイラーを含めるとさらに小さな割合となり、市全体のボイラーに対する規制は維持されるため、大気環境への影

	<p>響は大きくないものと考えております。</p> <p>いずれも、対象外となるボイラーの設置者には通知をする予定です。</p> <p>最後の米印の、新たに市条例の規制対象となるボイラーにつきましては、市のホームページや施設設置者との日常業務のやり取りの中で周知しており、数は把握できませんが、他市の状況から30基程度かと想定しております。</p> <p>説明については以上です。</p>
水野会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま、大気汚染防止法施行令の改正に伴う、江別市公害防止条例施行規則の改正について、ご説明いただきました。</p> <p>ここまでの説明について、ご質問等ございませんか。</p>
秋山委員	<p>市条例から外れるものが148基のうち49基あるということなのですが、ボイラーとしてはやはりバイオマス系のものが外れるというイメージでしょうか。</p>
鈴木課長	<p>外れるものの大半は、バイオマス系ではなく、市内の各学校のボイラーなど小型ボイラーが大半を占めています。</p> <p>バイオマス系については、あまり数がなくて、従来からのボイラーが大半を占めているというような状況になっています。</p>
秋山委員	<p>これまで対象になっていたものには、環境に対しての配慮を求めたと思うのですが、対象から外れることで、環境への意識が薄れていくのはよくないので、外れる部分に対しても、ある程度注意しつつ見ていただければと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
水野会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>他にご質問あるいはご意見等ございませんでしょうか。</p> <p>それでは私の方から発言しますが、前もって郵送していただきましたこの資料を見て、伝熱面積についてピンときておらず、物を燃やす面積を指しており、その規模が大きいものに関しては規制するということかと想像していましたが、そうではなく明快な説明で、なるほどと思いました。</p> <p>その伝熱面積に関して説明を伺いながら理解したのは、SLの中の、煙管ボイラーです。SLが発明された当初は、丸いドラム缶を横にしたような火室に太いパイプが一本だけでした。その次の時代は二本になります。今はより熱を伝えるために、細い管が何十本と並んでいます。その管のトータルの面積が、ここで言う伝熱面積だということを理解することができました。</p> <p>その伝熱面積によって規模を区分けして、市条例や大防法というふうに分けていたのを、これからはそうではなく、燃燒能力、重油換算にして1時間当たり50リットル以上という風に、実情に合ったボイラーの能力を規定して、規制をしていきたいと思いますということなのだと理解できました。</p> <p>今の件に関しまして他に質問等ございませんでしょうか。</p>
委員一同	(質問なし)
5-3. 次期江別市環境管理計画の策定について	
水野会長	<p>次に報告事項の「ウ 次期江別市環境管理計画の策定について」を、事務局から説明をお願いします。</p>
篠原主査	<p>「次期江別市環境管理計画の策定」について、ご説明します。</p> <p>まず初めに、環境管理計画とは何か、このことについては、令和4年2月に開催されました、当審議会においても、ご説明しておりますが、改めて簡単に触れさせていただきます。</p> <p>資料2-1をご覧ください。</p> <p>1 江別市環境管理計画は、江別市の環境への取り組みの、基本的な施策を定める計画として、平成8年3月に策定されました。</p> <p>全体期間を30年とし、その間を10年ごとに、前期・中期・後期で、それぞれ推進計画を策定し、進行管理しています。</p> <p>2 次期環境管理計画は、現行の計画が、令和5年度末で、終期を迎えること</p>

から、令和6年度からスタートする、次期環境管理計画を、令和4、5年度の2か年で策定します。

次期環境管理計画では、現行の計画を継承しつつも、世界的な課題となっている、地球温暖化防止対策の更なる推進が求められます。

そのため、次期計画では、江別市域の、温室効果ガスの、排出削減等を行うための計画、すなわち、地球温暖化対策推進法に基づく、地方公共団体実行計画（区域施策編）としても位置づけ、地球温暖化防止対策を強化していくことが必要となります。

地球温暖化対策推進法の用語解説を記載しています。

地球温暖化対策推進法とは、国内における地球温暖化対策を推進するための枠組みを定めた法律です。

地方公共団体は、この法律に基づき、その区域の温暖化防止に関する取組を地方公共団体実行計画として作成します。地方公共団体実行計画には、区域施策編と事務事業編があります。区域施策編は、その区域全体に関する計画で、事務事業編は、地方公共団体という1事業者に関する計画です。

江別市では、区域施策編を策定しておりませんが、次期環境管理計画は、この区域施策編としても位置づけることにより地球温暖化防止対策を強化していきたいと考えております。

なお、事務事業編の現行計画も令和5年度末で、終期を迎えますが、事務事業編は、市役所という1事業者の内容なので、次期環境管理計画には含めずに見直しを進める予定です。

裏面をご覧ください。

3 策定スケジュールは、令和4年度は、環境審議会を3回、令和5年度は5回、開催する予定とさせていただいております。

令和4年度では、年明け2月の、第3回審議会に、計画骨子案を提示させていただきたいと考えております。

令和5年度は、8月の第2回審議会に、計画素案を諮問させていただき、9月の第3回審議会までに、計画案をある程度固め、それをパブリックコメントに付し、パブリックコメント終了後は、第4回・第5回審議会を開催させていただく中で、成案としてとりまとめ、令和6年2月に、市長に対して答申することを目指し、作業を進めさせていただきたいと考えております。

なお、本計画の策定作業の経過につきましては、私ども環境課の所管委員会である、生活福祉常任委員会へも適宜、情報提供しながら進めていくこととなります。

このように、審議会を開催させていただく機会が多くなりますことから、委員の皆さまには、ご多忙中、お時間をいただくこととなり、大変恐縮ではありますが、格別なるご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

参考といたしまして、後期推進計画の概要版も、お配りしておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

資料2-2をご覧ください。

「環境情勢の動向」について、ご説明します。

2014（平成26）年3月に策定した、「江別市環境管理計画後期推進計画」以降、環境情勢を取り巻く国内外の状況は大きく変化しています。

その中で、特に重要なキーワードとしては、赤字でお示した「SDGs」、「地域循環共生圏」をはじめ、各分野では、「温室効果ガス排出量の削減」、「気候変動への適応」、「食品ロスの削減」、「海洋プラスチック対策」、「廃プラの有効活用」などがあげられます。

2ページ以降に、各キーワードの解説を記載しています。

2ページをご覧ください。

(1) 持続可能な開発目標SDGs（エスディーゼーズ）は、2015年に国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

貧困の撲滅や気候変動対策など17のゴール(目標)と169のターゲット(指標)から構成されています。

17のゴールは、それぞれの特徴などから、「5つのP」に分類することができます。「人(ピープル)」、「繁栄(プロスペリティ)」、「地球(プラネット)」、「平和(ピース)」、「連携(パートナーシップ)」の5つのキーワードで考えるとSDGsの目指す世界がイメージしやすいと思います。

環境管理計画とSDGsの関係については、例えば、地球温暖化防止に向けた取組が、目標7「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、目標9「産業と技術革新の基礎をつくろう」、目標13「気候変動に具体的な対策を」などのゴールに貢献することができます。

次のキーワードですが、5ページをご覧ください。

(4) 脱炭素社会の実現(緩和策)は、世界中で年々意識が高まっています。

4行目以降に記載しているとおり、日本も、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減するため、脱炭素に注力しており、野心的な目標として、2030年度までに2013年度から46%削減、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを掲げています。

図4は、1990年以降の日本の温室効果ガス排出量の推移です。2019年度の総排出量は、12億1,200万ト(二酸化炭素(CO2)換算)で、2013年度から14%削減という結果でした。

先ほど説明した、2030年度までに46%削減、2050年には排出量実質ゼロという目標達成のため、脱炭素に向けた取組の加速化が求められています。

その他のキーワードにつきましては、時間の都合で割愛させていただきますので、後ほど、ご参照いただければと思いますが、次期計画では、このような環境情勢を踏まえて作業を進めていくこととなります。

資料2-3をご覧ください。

「現行計画の指標の達成状況」について、ご説明します。

平成26年3月に策定した、「江別市管理計画後期推進計画」では、環境の将来像を踏まえ、「環境目標」、およびそれに付随する「環境施策」、「具体的な取り組み」を図1のように設定しています。

図1は紙面の都合上文字が小さいので、同じものが、江別市環境管理計画後期推進計画の26ページ、27ページに大きく掲載されています。そちらをご覧ください。

後期推進計画では、緑の枠で囲んでいる、「きれいな空気 清らかな水 豊かな緑に恵まれた 美しく住みよいわづら」を、環境の将来像として掲げています。そして、「環境目標」として4つ記載しています。「1 地球を守るまち」、「2 豊かな自然を育むまち」、「3 人にやさしいまち」、「4 うるおいとやすらぎのあるまち」の4項目を設定しています。この4つの環境目標の実現に向けて、多くの環境施策を掲げていますが、その施策の成果を指標として表すために、各環境目標に2つないし3つ、成果指標を設定しています。

資料2-3にお戻りいただいて、2ページ以降に、現時点での各成果指標の進捗状況を記載しています。

2ページをご覧ください。

環境目標の「地球を守るまち」では、成果指標を3つ設定しています。1つめ、産業部門・家庭部門・業務部門のCO2排出量合計、2つめ、環境に配慮した生活をしている市民割合、これは市民アンケートの結果から得た数値になります。そして、3つめ、市民一人一日当たりのごみの排出量となります。

そのうちの1つ、「産業部門・家庭部門・業務部門のCO2排出量合計」ですが、3ページ①をご覧ください。青線がこれまでの推移ですが、排出量は、横ばいで推移しており、減少していません。そのため、目標は達成しておらず、今後も排出量削減に向けた取組が必要となります。

本日の資料には記載していませんが、CO2排出量の傾向としましては、家庭部門が最も多く、次に産業部門、業務部門となっています。

各部門とも排出量の推移は概ね横ばいとなっています。

全国と比較すると、家庭部門の割合が高くなっています。これは、積雪寒冷により冬季の灯油使用量が多いという地域特性によるものと考えられます。

次期計画では、このような成果指標の達成状況なども踏まえて、環境施策や具体的な取り組みを検討していくこととなります。

その他の成果指標につきましては、時間の都合で割愛させていただきますので、後ほど、ご参照いただければと思います。

資料2-4をご覧ください。

「市の温室効果ガス排出量の現状と将来推計」について、ご説明します。

先ほど、資料2-3で、市の産業部門・家庭部門・業務部門のCO₂排出量は横ばいで推移していると説明しましたが、先ほどの数値に、自動車などの運輸部門を含めて、市の排出量をみてみますと、市の温室効果ガス排出量（エネルギー起源）は、国が削減目標の基準年とする、2013年度では902千ト、直近の2019年度では836千トとなっています。

この排出量をもとに、将来的な排出量を現状趨勢（すうせい）、いわゆる、追加的な温暖化対策などを行わずに、現在の傾向がそのまま続くとした場合で推計すると、2030年度には880千トと予測されています。

図1をご覧ください。国は、「産業・業務・家庭・運輸」の各部門ごとに削減目標を設定しています。各部門ごとの削減率は、産業部門は38%、業務部門は51%、家庭部門は66%、運輸部門は35%、そしてこれらから全体を計算すると45%と設定されています。

市の各部門の削減率を、国の削減目標に倣って設定すると、市の全体の削減率は49%となり、排出量を460千トン（CO₂換算）以下にすることが目標となります。

先ほど、資料2-2の脱炭素社会の実現に関するキーワード解説で、2030年度の削減目標は46%と説明しましたが、この46%は、産業、業務、家庭、運輸からのCO₂のほか、ほかのガス、例えば代替フロンなど、その他の区分も含めた削減率となりますので、図1の全国の合計45%とは一致しません。

図2をご覧ください。

2030年度の排出量は880千トと予測されており、目標となる排出量は460千トのため、420千トが削減量の目安となります。グラフからも、これまでの取組の延長では達成が難しい、非常に高い削減目標が設定されています。

資料2-5をご覧ください。

「江別市の環境についてのアンケート」調査結果概要を、ご説明します。

1ページ目、調査の趣旨、調査の概要について記載しています。

本アンケート調査は、次期環境管理計画の策定作業を進めるにあたり、市民や事業者の、環境に対する考え方や、取り組みなどを把握するため、実施しました。

調査期間は、令和4年7月6日から7月22日までの期間、市民1,300票、事業者300票、全体で1,600票送付し、回答数は全体で501票、率にして31.3%の回答をいただいたところです。

市民アンケートの結果ですが、3ページをご覧ください。

問2(2)、「関心を持っている環境分野」について、「資源や廃棄物に関する分野」が最も多く43.4%、次いで、「地球温暖化に関する分野」が38.2%でした。

4ページをご覧ください。

問3、「市の環境に関連する取組の満足度」について、重要度が高い一方で、満足度が低い項目、つまり、改善度の高い項目として、図11：市内の環境に対する評価のCS分析の左上青枠内にある8項目が、重点改善項目となります。内訳は、「環境教育・活動」と「生活環境」が3項目ずつ、「地球温暖化」と「資源循環」が1項目ずつ。これらの分野の改善が特に求められていると考えられます。

5ページをご覧ください。

問4(1)、「現在取り組んでいる環境配慮行動」について、「環境学習・活動などへの参加」があまり取り組まれていないうえ、「取り組む予定はない」が多くな

	<p>っています。</p> <p>同じページの間5（3）「活用している省エネ・再エネ設備」について、多額の費用がかかる「クリーンエネルギー自動車」や「太陽光発電」などは、ほとんど活用が進んでいない状況でした。</p> <p>6ページをご欄ください。</p> <p>問7（1）、「知りたい環境情報」について、「地球温暖化やその対策について」が47.9%と最も多く、次いで、「大気汚染や水質汚濁など、住んでいる地域の環境について」が40.8%、「ごみやりサイクルの問題について」が39.5%でした。</p> <p>次に、事業者アンケートの結果ですが、8ページをご覧ください。</p> <p>問3（1）、「環境配慮行動の実施状況について」、多くの事業者が「省エネ行動」に取り組んでおり、取り組みが普及してきている一方で、「地域住民への環境教育」や「出前講座の実施」など「地域の環境」に関する取組はあまり実施されていません。</p> <p>9ページをご欄ください。</p> <p>問4（1-1）、「事業への地球温暖化の影響」について、「製造業」と「卸売・小売業」で多く発生・想定されている状況でした。「製造業」では「原料などの仕入れ価格の上昇」や「天候不順による農作物の量・質の低下」、「卸売・小売業」では「光熱水費の高騰」や「冬季観光への影響」などが挙げられています。一方で問4（1）、「事業への地球温暖化の影響は出ておらず、今後も出るとは思えない」と考えている事業者が一定数おり、それは「従業員数が少ない」ほど多い傾向でした。</p> <p>10ページをご覧ください。</p> <p>問6（1）、「知りたい環境情報」について、「地球温暖化やその対策について」が52.9%と最も高く、次いで「ごみやりサイクルの問題について」が51.9%でした。</p> <p>以上で概要説明を終えますが、今回実施したアンケート調査の結果を踏まえつつ、次期環境管理計画の策定作業を進めているところです。</p>
水野会長	<p>ただいま、「次期江別市環境管理計画の策定について」を説明いただきましたが、ここまでの説明について質問などありませんか。</p>
秋山委員	<p>これからの計画策定ということで色々と検討されていると思います。その中の環境情勢の動向ということで、直接関係しないのかもしれませんが、コロナの情勢の変化というところも、環境に影響を及ぼす要素が数多くあります。例えば生活環境の変化や業務体系の変化などは、コロナが終わったとしても残るということもあると思いますので、そういった要素も含めて検討していただければと思います。</p>
水野会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>比較的重いご指摘ですね。コロナの情勢は読めませんが、一市民としても、どうなっていくのだろうと思います。市の担当者としては、今後の策定をする際に、どのように計画に反映していくかを考える必要があると思います。</p> <p>また、資料の中で説明がありました通り、本年度や来年度は、計画の策定にあたり審議会の委員の皆様をはじめ、市の職員も多忙となりますが、そのような心づもりでお願いをしたいと思います。</p> <p>他にご意見等ございますか。</p>
委員一同	<p>（質問なし）</p>
水野会長	<p>それでは次に、次第3（3）の「その他」ですが、事務局から何かありませんか。</p>
鈴木課長	<p>次回の日程ですが、先ほどの次期環境管理計画の策定についてでもご説明しましたとおり、本年11月頃を予定しております。その際は、事務局を通じてご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>

水野会長	ただいまの事務局の説明に対して、ご質問やご意見などありますか。
委員一同	(質問なし)
水野会長	他に委員の皆様から何かございますか。
委員一同	(なし)
水野会長	なければ、以上で本日の案件はすべて終了いたしました。長時間にわたり熱心にご議論いただき、ありがとうございました。 それでは、進行を事務局にお返しいたします。
鈴木課長	水野会長、どうもありがとうございました。 それでは、以上をもちまして、令和4年度第1回江別市環境審議会を閉会いたします。 長時間にわたりご審議いただきまして、まことにありがとうございました。